

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十七号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第三項中「特別の事情のない限り」を「別に定める場合を除き」に改める。

第三十条第一項中「市場出荷に係る手数料」を、「次の各号に掲げる手数料」に、「
同号の規則で定める収入金は当該出荷による」を「同条第五号の規則で定める収入金は、
当該各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加え
る。

- 一 市場出荷に係る手数料 当該出荷による収入金
- 二 指定代理納付者に納付させる収入金に係る手数料 当該指定代理納付者が納付す
る収入金

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める経費について繰替払をした場合であつて、繰替払を受けた者が
支出命令者に別に定める書類を送付したときは、この限りでない。

第七十五条中「（第七十七条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。